

2008年9月10日

九州財務局 御中

熊本県合志市栄3796

菊池恵楓園入所者自治会

会長 工藤昌敏

## 申 入 書

御庁は、9月4日、1953年に合志市栄の国立療養所菊池恵楓園に隣接して開設されたハンセン病患者専用の刑務所であった菊池医療刑務支所の跡地を一括売却することを決め、一般競争入札の実施を公示されました。

菊池医療刑務支所は、全国のハンセン病療養所に存在した監禁所が廃止になった後、これに代わる治安維持施設として開設されたもので、日本政府が過去に行ってきたハンセン病に対する絶対強制隔離政策の象徴とも言える施設でした。1996年にらい予防法が廃止され、翌97年に当刑務支所も廃止されましたが、私どもは菊池医療刑務支所跡地を、過去の誤った強制隔離政策を振り返り、二度と同じ過ちを繰り返さないための、人権啓発の発信施設として利用できないものかと考えてきました。

本年6月、議員立法により、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（通称：ハンセン病問題基本法）が制定され、私どももこれに伴う各施策を行政各庁にお願いすることを考えているところであります。同法はその18条で、「国は、ハンセン病患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずる」と定めております。菊池医療刑務支所跡地の敷地や建物は、この条文に基づき、是非歴史的建造物として保存し、今後の正しい知識の普及啓発のために利用していただきたいと考えます。

従いまして、今回御庁が公示されています売却につきましては、これを中止していただき、法務省及び厚生労働省と共に上記の趣旨に沿った新たな利用方法について検討くださいますようお願い申し上げます。